

内閣参質二〇〇第四八号

令和元年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する
第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問に対する答弁書

一の 1 及び 3 について

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第六号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第八号）のうち令和元年八月三十日付け官報本紙第八十二号及び同年九月二十五日付け官報本紙第九十八号による官報正誤前の部分を引用して制定された条例（以下「本件条例」という。）については、各地方公共団体において、当該官報正誤を踏まえて、本件条例の取扱いについて適切に判断されるものと考えている。なお、地方公共団体からの相談があれば、適切に対応してまいりたい。

一の 2 について

政府としては、内閣府において把握する本件条例の制定状況の結果を踏まえ、各地方公共団体に対して適切に判断していただけるよう必要な助言を行つてまいりたい。

二について

お尋ねの「理由」及び「再発防止策」については、内閣府令の制定過程における複数段階の確認作業が不十分だつたこと等が考えられることから、内閣府内において、そのための実施体制の整備等を徹底したところである。